



# 環球 中国法月報

創刊号 2018.06

## スポットライト

「新時代」における中国対外開放の最新動向

編集・発行：環球法律事務所 日本業務チーム

## 法律トピックス

- 中日社会保障協定が署名され、発効待ち
- 外商投資企業の届出・登記の一本化
- 国家市場監督管理総局不正競争行為取り締まり特別法執行行動を展開



環球法律事務所  
GLOBAL LAW OFFICE  
北京・上海・深セン  
[www.glo.com.cn](http://www.glo.com.cn)



スポットライト

## 「新時代」における中国対外開放の最新動向

### I はじめに

毎年4月になると、多くの中国人が「人間四月天」という言葉を使う。なぜなら、4月は一年の中で最も素晴らしい時期であるからだ。暖かく、希望に満ち、人々に様々な憧れを与えてくれる季節なのだ。その言葉が有名になっているのには、このような背景がある。以前『人間四月天』というテレビドラマがあり、主役は詩人の徐志摩であった。そのドラマに徐がかつて想いを寄せた美人で才女の林徽因が登場した。この「人間四月天」というタイトルは、林の詩『你是人間的四月天』からきている。特に今年の4月、中国人はこの言葉をよく口にしてきた。それは、この月に、人々を奮い立たせる出来事が多くあったからである。

4月10日に、習近平国家主席は2018年ボアオ・アジア・フォーラム年次総会の開幕式で「開放により繁栄を共創し、革新により未来を拓こう」と題する基調講演<sup>1</sup>を行い、中国が対外開放の更なる拡大のため、一連の新たな重要措置を講じることを発表した。中国は市場参入基準の大幅な緩和、より魅力的な投資環境の整備、知的財産権保護の強化、自主的な輸入拡大などの措置を通して、より対外開放を進めていくと述べた。

この講演は、中国が「新時代」<sup>2</sup>における全面開放の新局面形成の推進に真摯に取り組んでいることを、人々に強く印象付けるものであった。

4月12日には国務院が公式ウェブサイトで『政府工作報告』の重要作業の部門分担に関する国務院の意見<sup>3</sup>(国発[2018]9号、以下「意見」という)<sup>3</sup>を掲載し、全面開放の新局面を切り開き、開放の深化・範囲の拡大を行い、一般製造業の全面開放や、通信、医療、教育、介護、新エネルギー車などの分野の開放拡大を進めることを発表した。

商務部のプレス・スポークスマン高峰氏は、2018年5月31日の記者会見で、関係部署が全国版の外商投資ネガティブリスト及び自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストの策定を急いでいることを明らかにした<sup>4</sup>。

高峰氏によると、新たなネガティブリストには、既に公開されている自動車及び金融分野の開放措置以外にも、エネルギー、資源、インフラ、交通運輸、商業流通、専門サービス等の分野における外資制限の撤廃もしくは緩和も盛り込まれるとのことである。また、**新たなネガティブリストは、今年6月30日以前に公表される予定であり、関係業界に対して一定の移行期間を設け、今後数年間の開放措置を列挙する**とのことである。

また、5月から日中関係の「雪解け」が早まることとなった。

<sup>1</sup> [http://www.xinhuanet.com/politics/2018-04/10/c\\_1122659873.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2018-04/10/c_1122659873.htm)

<sup>2</sup> 2017年10月24日、第19回中国共産党大会で「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」が党規約改正案に加えられたことに続き、今年3月11日に第13期全国人民代表大会第1回会議で採決された憲法改正案(1982年制定以来の第5回目改正。前4回の憲法改正はそれぞれ、1988年、1993年、1999年、2004年に行われた)にもこの思想が盛り込まれた。なお、今回の憲法改正により、国家主席及び副主席の2期(10年)の任期が撤廃され、「反腐败」の取り組みを強化するため、監察委員会が新設された。

<sup>3</sup> [http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content\\_5281920.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content_5281920.htm)

<sup>4</sup> <http://www.mofcom.gov.cn/xwfbh/20180531.shtml>

この月には、中国国務院総理の李克強氏が訪日し、日本側と今後の重点的協力分野についての計画を取りまとめ、社会保険、金融、衛生及び医科学、サービス貿易などの分野について具体的な取り決めを行った。中国の開放政策の更なる推進と、中日間の貿易関係の一層の強化に従い、日本企業は対中投資・対中貿易において、新たな発展の機会を得ることになるだろう。

そこで、本稿では、中国の金融や自動車などの業界の開放措置についてご紹介する。皆様の参考になれば幸いである。

## II 金融業開放の新動向

### 1. 近年既に実施された各開放策

近年、中国は金融業開放の歩調を速めている。

2015年4月9日、国務院は「銀行カード決済機関参入管理の実施に関する決定」(国発[2015]22号)<sup>5</sup>を公布し、外商投資企業の銀行カード決済業務への参入が可能になった。

2016年には、中国人民銀行と商務部が共同で公告を行い、外国投資家による企業信用調査機関の設立について内国民待遇を与えた。

また、2017年5月12日、商務部、財政部は「中米経済協力の『100日計画』に関する初期段階での成果」を公表し<sup>6</sup>、そのうち第五条にて、中国側は2017年7月16日までに中国における、外国資本が全額出資した金融サービス企業に対して、信用評価サービスの提供を許可し、また信用調査資格申請の受付を開始することを示した。

今年の3月21日、中国人民銀行は外商投資支払機関の関連事項に関する公告(中国人民銀行公告[2018]第7号)<sup>7</sup>を公表し、外資による電子決済サービス市場への参入条件、監督管理要項に対し詳しい取り決めを明らかにした。同公告により、中国における第三者支払市場の対外開放はその歩みを速めることになる。

### 2. 新たな広範囲開放政策の波

中国人民銀行行長(総裁)・易綱氏はボアオ・アジア・フォーラムにおいて、金融分野の対外開放原則、またその適用対象、具体措置及び実行スケジュールの公表を行った<sup>8</sup>。

中国は以下の3つの原則に則り金融業の対外開放を進めていく予定である。

第一に、参入前の内国民待遇及びネガティブリスト原則。

第二に、金融業の対外開放は、人民元レート形成メカニズムの改善、資本項目兌換自由化のプロセスと歩調を合わせ、協調推進を行うという原則。

第三に、開放と同時に、金融リスクの抑制を重視し、開放レベルに合わせて金融業の監督管理能力を強化するという原則。

また、易綱氏の発言によると、新たな開放政策は以下のようなスケジュールで行われる予定である。

<sup>5</sup> [http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/22/content\\_9656.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/22/content_9656.htm)

<sup>6</sup> [http://wjb.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201705/t20170512\\_2599646.html](http://wjb.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201705/t20170512_2599646.html)

<sup>7</sup> <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3503310/index.html>

<sup>8</sup> [www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3517821/index.html](http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3517821/index.html)

(1) 銀行業及び保険業

業界	適用対象	具体的な措置	実施時期
銀行業	銀行	外資出資比率の制限を撤廃し、国内資本と同等とする外国銀行の中国国内での支店及び子会社の同時設立を認める	数ヶ月以内
		外資銀行の業務範囲を大幅に拡大する	今年末以前
	金融資産管理会社	外資出資比率の制限を撤廃し、国内資本と同等とする	数ヶ月以内
	金融資産運用会社	商業銀行が新たに発起し設立する場合、外資出資比率の上限を設けない	今年末以前
	財産運用会社	商業銀行が新たに発起し設立する場合、外資出資比率の上限を設けない	今年末以前
	信託、ファイナンスリース、自動車金融、通貨ブローカー、消費者金融等の銀行業金融領域	外資の参入を奨励する	今年末以前
保険業	保険会社	生命保険会社の外資出資比率の上限を 51%まで緩和する	数ヶ月以内
		外資保険会社設立前の、2年間の代表機関開設の要件を撤廃する	今年末以前
		生命保険会社の外資出資比率制限を撤廃する	3年後
	保険代理事業、保険査定事業	条件を満たす外国投資家に対して、中国における事業経営を認める	数ヶ月以内
外資保険仲介会社	経営範囲を中国内資企業と同等とする	数ヶ月以内	

4月27日、中国銀行保険監督管理委員会(以下「銀保監会」という)公式ウェブサイトで「銀保監会が銀行業及び保険業における対外開放措置の具体化を加速」(以下「開放措置」という)が掲載され<sup>9</sup>、上表に述べた開放措置の可及的速やかな実施が宣言されるとともに、一部の具体策に関し以下のようなより詳細な取り決めが行われた。外資銀行が人民元業務を行うために必要な開業から一年以上の待機期間を撤廃すること。外国銀行の支店による「代理発行、キャッシングプロキシ、政府債券の販売引受」業務を許可すること。外国銀行支店が一口の人民元建ての定期リテール預金を吸収する下限を50万人民元まで引き下げること。外国銀行の中国における各支店に対して統合審査を実施し、外国銀行支店に対する運営資金管理要求を調整すること、などである。

「開放措置」では更に、「一部の規則の廃止と修正に関する中国銀行保険監督管理委員会の決定」について公開意見募集を実施する予定であることにも触れた。当該決定により、「外国金融機関による中国資本の金融機関への投資・持株に関する管理弁法」の廃止、何件もの行政

<sup>9</sup> <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/BEE68B1C27C04D6CBF04233814F9B7C8.html>

許可事項に係る実施弁法における関連条項の修正、中国資本の銀行及び金融資産管理企業に対する外資出資の比率への制限の撤廃が宣言される予定である。

同日、銀保監会は更に「外資銀行の市場参入のさらなる緩和に係る事項に関する通知」(銀保監弁発[2018]16号、以下「16号文」という)<sup>10</sup>、「外資保険仲介会社の経営範囲の緩和に関する通知」(銀保監弁発[2018]19号、以下「19号文」という)<sup>11</sup>を公表し、「開放措置」で述べられた一部の内容を法令化した。16号文では、外資銀行による代理発行、キャッシングプロキシ、政府債券の販売引受業務の展開、並びに、一定の条件を満たす外国銀行の中国国内における幹事銀行が、他の支店に人民元業務及び派生商品取引業務の取り扱いを授權することが認められ、また、外国銀行の中国国内における複数支店の運営資金に対し一括計算を行うことが明確に示された。19号文では、保険仲介会社の経営範囲を開放し、中国資本と同等とするとした。

銀保監会は、既にイギリス、日本、シンガポールの商業銀行、そしてフランス、ドイツの保険機関から、上海などで機関の新設、出資比率の増加をしたいとの打診があったと明らかにし、既定の開放方案に則り政策の策定、参入の指導に取り組み、一部のプロジェクトの適時実現を進めていく予定を示した。

## (2) 証券・基金業

適用対象	具体的な措置	実施時期
証券会社	合併会社における外資出資比率の上限を51%まで緩和する	数ヶ月以内
	合併会社の中国国内出資者のうち、少なくとも1社の証券会社が必要との要求を撤廃する	
	合併会社の業務範囲に対して単独して制限を設けず、中国国内資企業と同等とする	今年末以前
	外資出資比率上限を撤廃する	3年後
基金管理会社	合併会社における外資出資比率の上限を51%まで緩和する	数ヶ月以内
	外資出資比率上限を撤廃する	3年後
先物会社	合併会社における外資出資比率の上限を51%まで緩和する	数ヶ月以内
	外資出資比率上限を撤廃する	3年後

4月28日、中国証券監督管理委員会(以下「証監会」という)は、「外資の資本参加による証券会社設立に係る規則」(以下「設立規則」という)を廃止し、「外商投資証券会社管理弁法」(中国証券監督管理委員会令第140号、以下「管理弁法」という)<sup>12</sup>を正式に公表した。「設立規則」と比べると、「管理弁法」の修正内容は主に以下の五つの面に係るものである。

- ① 外国株主が合併証券会社の支配株主となることの許可。合併証券会社の中国国内株主に関する条件はその他の証券会社のものと同等となる。
- ② 合併証券会社の営業範囲の段階的な拡大。新設された合併証券会社は自身の状況により、法に則って証券業務の申請が可能となる。初期の業務範囲は支配株主もしくは筆頭株主の証券業務経験に見合ったものでなければならない。
- ③ 外資の上場・非上場証券会社における持株比率の統一。即ち、証券会社の上場・非上場を問わずに、外国株主の外商投資証券会社における累計持株比率(直接保有と間接

<sup>10</sup> <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/18BA9972B7AB41DF83715BD2A2D54AF0.html>

<sup>11</sup> <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/445940D7156343A3B99350749FE540A5.html>

<sup>12</sup> [http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/201804/t20180428\\_337509.htm](http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/201804/t20180428_337509.htm)

保有を含む)について、「証券業对外开放に関する国家规定に合致しなければならない」と定められている。

- ④ 外国株主条件の一層の整備。例えば、外国株主が金融機関であり、良好な国際名誉や経営業績を有し、直近 3 年の事業規模、収入、利潤が世界トップレベルに位置し、また直近 3 年の長期信用格付けが高水準でなければならない。
- ⑤ 中国国内株主の実質的支配者の変更による内資証券会社の性質変化に関する政策の明確化。

5月8日及び5月10日、証監会のプレス・スポークスマンは野村ホールディングス株式会社、J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited が既に外商投資証券会社設立の申請書類を提出し、その出資比率はともに 51% の予定であると明かした<sup>13</sup>。

### (3) その他

易綱氏の発言によると、5月1日より、中国大陸の株式取引所と香港の株式取引所との株式相互取引について、1日当たりの売買額の上限が4倍まで拡大される。即ち、「滬股通」<sup>14</sup>及び「深股通」<sup>15</sup>の1日当たりの売買額の上限が130億人民元から520億人民元に、「港股通」<sup>16</sup>の1日当たりの売買額の上限が105億人民元から420億人民元に調整されるということである。これにより、大陸と香港との間での株式取引の仕組みがより一層改善されることとなる。また、2018年中に上海とロンドンの株式取引所の株式相互取引の実現を目指すとのことである。

## 3. 総括

今回の中国金融市場開放政策には、その範囲が極めて広く、指示が明確で力強いという特徴がある。これまでの他分野での開放政策は、ただ大きな方針、指示があるばかりで、具体的な法律規範及びそれに付属する文書が欠けていたことがあった。今回の銀行、保険、証券業界の開放政策はこれまでと異なり、全てすぐに関連法令が公布され、関係監督管理部門も外国企業の申請を受けて、審査に着手しており、開放への本気度がよく表れている。

金融機関にとって、巨大な中国金融市場の中で自身の地位を確保することは、大きく業績を伸ばすことに繋がる。但し、注意しなければならないのは、中国の金融機関は国家政策の支援の下、長足の発展を遂げ、銀行、証券、保険等の業界において、比較的豊富な実務経験と安定した顧客源を有し、一定の競争力を備えるようになったことである。したがって、これらの業界の参入制限が緩和されても、外資金融機関が短期間の内に大きく市場占有率を変えることはないだろう。しかし、中長期的には、外資金融機関の管理・技術レベル、及び国際化レベルの高さは、競争において大きな強みとなるだろう。

## Ⅲ 自動車業開放の新動向

### 1. 自動車製造業

<sup>13</sup> [http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201805/t20180508\\_337916.html](http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201805/t20180508_337916.html)

[http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201805/t20180510\\_338018.html](http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201805/t20180510_338018.html)

<sup>14</sup> 投資者が香港のブローカーを通し、香港聯合交易所が設立した証券取引サービス企業を経由して上海証券交易所に申告を行い(オーダールーティング)、規定範囲の上海証券交易所の株式を売買することを指す。

<sup>15</sup> 投資者が香港のブローカーを通し、香港聯合交易所が設立した深センの証券取引サービス企業を経由して深セン証券交易所に申告を行い(オーダールーティング)、規定範囲の深セン証券交易所の株式を売買することを指す。

<sup>16</sup> 投資者が大陸の証券会社を通し、上海証券交易所もしくは深セン証券交易所が設立した証券取引サービス企業を経由して、香港聯合交易所に申告を行い(オーダールーティング)、規定範囲の香港聯合交易所の株式を売買することを指す。

## (1) 現時点における中国の自動車製造業に関する制限及び開放方向

2017年に改正された「外商投資産業指導目録」によると、自動車完成車、特殊用途自動車の中外合弁製造企業においては、中国側の持分比率を50%以上に設定する必要があり、また、同一の外国企業は中国国内において同一種の(乗用車、商用車の)完成車を製造する合弁企業を2社まで設立できるとされている。但し、中国側合弁パートナーと共同で中国国内の別の自動車製造企業を買収する場合、或いは、電気自動車の完成車を製造する合弁企業を新設する場合は、以上の社数制限を受けない。

2018年4月17日には、国家発展改革委員会が公式ウェブサイトにおいて、「新たな外商投資ネガティブリストの制定及び製造業開放の問題に関する記者からの質問に対する国家発展改革委員会の回答」(以下「質問回答」という)を公表した<sup>17</sup>。当該回答によると、自動車製造業は自動車の類型に応じ、5年の期間を経て、最終的に外資規制を全て撤廃することとなった。そのスケジュールは次の通りである。

実施時間	撤廃する予定の外資規制
2018年	特殊用途自動車、新エネルギー車の外資出資比率の規制撤廃
2020年	商用車の外資出資比率の規制撤廃
2022年	乗用車の外資出資比率の撤廃、合弁企業の上限を2社までとする規制の撤廃

また、これまで中外合弁による乗用車の製造プロジェクトは、国務院による審査を受ける必要があったが、国家発展改革委員会が公表した「自動車産業投資管理規定」(意見募集稿)<sup>18</sup>によると、同管理規定施行後は、省レベルの管理機関に届け出を行うことになるという。同じく、電気自動車の生産企業に関するプロジェクトも、国家発展改革委員会による審査が省レベルの管理機関への届け出に変更される。当該規定は現在ではまだ暫定的な意見募集稿であるが、仮にこのまま実施されれば、関係手続の大きな簡略化がなされることになる。

## (2) 新開放政策による影響

中国自動車工業協会が公開した「2018年1~4月自動車モデル別生産企業売上ランキングトップ10」によると<sup>19</sup>、合弁企業は乗用車市場での活躍が目立つ。トップ10の内6社が合弁企業で、一汽VW、上汽VW、上汽GMが上位三位にランクインしている。合弁企業のこのような成功は、外資から先進的技術と管理システムを導入したことだけが原因ではなく、中国側のマーケティング、政府との意思疎通も重要な役割を果たした。

乗用車市場の全面的開放は2022年に予定されている。中国政府はまだ全面的開放を実現するのに必要な法律文書を公表していないため、中国側との協力関係、現存市場の保護という観点からすれば、運営中の合弁企業は現状維持のまま、法律文書の公表を待つのが妥当である。

「質問回答」のスケジュールによると、今年年内までに、外資は新エネルギー車を製造する外資独資企業を設立することが可能となるが、新エネルギー車市場のシェアにおいては中国系企業のほうが優位に立っている(BYD、BAICは2017年全世界売上ランキングのTOP2である<sup>20</sup>)。ため、外資が中国の市場に参入した場合は、激しい競争に直面することになるだろう。また、合弁企業では、中国側が党組織の関係、労働組合、政府対応などの業務を担当するが、独資

<sup>17</sup> [http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201804/t20180417\\_882711.html](http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201804/t20180417_882711.html)

<sup>18</sup> 「自動車産業投資管理規定」(意見募集稿)が正式に実施されれば、2004年に発効した現行の自動車産業発展政策は、当該管理規定に取って代わられることとなる。当該管理規定では、中国自動車投資プロジェクトの審査制度に対し改革を行い、より多くの権限を地方政府に委譲するほか、全ての化石燃料車の生産規模の拡大が禁止され、また電気自動車生産企業の設立要件の引き上げを行うことが示された。

<sup>19</sup> <http://www.auto-stats.org.cn/ReadArticle.asp?NewsID=10165>

<sup>20</sup> <https://www.hyogo-mitsubishi.com/news/data20180302090000.html>

企業の場合、自らこれらの問題の解決にあたるほかなく、うまく適応できない可能性もある。

## 2. 輸入自動車・自動車部品の関税の大幅な引き下げ

5月22日、国務院関税税則委員会が発表した「自動車完成車及び部品の輸入関税の引き下げに関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告[2018]3号、以下は「税下げ公告」という)<sup>21</sup>によると、2018年7月1日以降、自動車完成車及び部品の関税が大幅に引き下げられる予定である。同日、国務院関税税則委員会事務室の担当者は、自動車完成車及び部品の輸入関税の引き下げについて記者のインタビューに答えた<sup>22</sup>。回答の概要は、以下の通りである。

### (1) 自動車完成車

「中華人民共和国輸出入税則」によれば、中国の自動車完成車は全部で178のHSコードがあり、関税引き下げ前の最惠国算術平均税率は21.5%で、税率は3%~25%の間である。引き下げ後の最惠国算術平均税率は13.8%となり、税率は3%から15%の間となる。詳細は下記を参照。

車両種類	HSコード数	現行税率	7月1日からの税率	下げ幅
9席及びそれ以下の小型乗用車、大中型旅客運送用車、車重5トン及びそれ以下の軽トラック	135	25%	15%	40%
車重が5トン以上のガソリン貨物自動車、車重が5トンから20トンまでのディーゼル油型貨物自動車	4	20%	15%	25%
車重が20トン以上のディーゼル油型貨物自動車、コンクリートアジテーター、一部の操重車	4	15%	変更なし	/
掘削車、環境観測用車など一部特殊車両	10	12%	変更なし	/
レッカー車、トラクター、空港内ランプバス、ダンプトラック等	25	10%、9%、8%、6%、4%、3%	変更なし	/
合計	178			

### (2) 自動車部品

「中華人民共和国輸出入税則」によれば、中国の自動車部品は全部で97のHSコードがあり、関税引き下げ前の最惠国算術平均税率は10.2%で、税率は6%~25%の間である。引き下げ後、全自動車部品の最惠国算術平均税率は6%で、平均下げ幅は46%となる。

車両種類	HSコード数	現行税率	7月1日からの税率	下げ幅
大型旅客車のフレームとその他部品、軽トラックのフレームとその他部品	4	25%	6%	76%
大型旅客車のシャーシー、クレーン車のシャーシー	2	20%	6%	70%

<sup>21</sup> [http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180522\\_2903728.html](http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180522_2903728.html)

<sup>22</sup> [http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201805/t20180522\\_2904010.htm](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201805/t20180522_2904010.htm)



大型旅客車用のデッドアクスルと部品、特殊車両用のその他の部品	2	15%	6%	60%
ATM(オートマチックトランスミッション)、ハンドル(ステアリングホイール)、ショックアブソーバー、クラッチ、及びこれらの部品など	70	10%	6%	40%
オフハイウェイトラックのシャーシ、及びその他の部品	1	8%	6%	25%
	18	6%	変更なし	/
合計	97			

### (3) 影響

「税下げ公告」公布当日、アウディ、テスラ等のブランドが即座にこれに反応し、価格調整を行う意向を示したと中国メディアが伝えた<sup>23</sup>。中国汽車工業協会秘書長補佐役・許海東氏はメディアの取材に対し、「公式に則って計算すると、関税引き下げによって自動車の価格は8%前後低下し、30万人民元から60万人民元の自動車の価格なら2万人民元から4万人民元ほど下がることになる。これによって、国内の合弁ブランドは大きな影響を受けることになる可能性があるが、中国独自の自動車ブランドは比較的低価格のため、影響は相対的に小さなものとなるだろう」とコメントした<sup>24</sup>。

一部のメディアからは、関税引き下げ後、輸入自動車の販売量は現在の年間100万台～120万台から、年間150万台～200万台の規模まで伸びるだろうという予測も出ている<sup>25</sup>。

中国自動車流通協会が公表している「2018年1月中国輸入自動車市場月報」<sup>26</sup>によると、輸入自動車では日系ブランドの活躍が目につく。正規輸入ではレクサスの売り上げが第2位、スバルが第10位、インフィニティが第12位となっている。並行輸入では、トヨタが第1位、日産が第2位、レクサスが第9位、インフィニティが第15位となっている。今回の輸入自動車関税の引き下げにより、日系輸入自動車の価格面での競争力は大きく高まり、さらに中国市場での存在感が強まることだろう。

許氏はまた、中国本土の自動車部品企業が関税引き下げによって比較的大きな打撃を受けるであろうとも語った。関税が低いほど、製品の輸入にかかるコストが低くなり、本土の自動車部品企業に対する影響も大きくなるのだ。

## IV 終わりに

金融と自動車産業だけでなく、その他のさまざまな分野において、中国政府は更なる市場開放に対しより緩和の態度をとるようになる。例えば、国際経済貿易ルールとのマッチング強化に意欲を示し、また、世界貿易機関(WTO)の「政府調達に関する協定」への早急な加盟も目指す。さらに、中国政府は新政策を公表し、サービス業、船舶運輸業、投資管理、貿易、市場監督等の分野で、上海等の自由貿易試験区で試行した開放策や簡易手続きが全国範囲に適用されるようにする。

今回、中国の開放政策の目的は、激化した対米通商摩擦の緩和のためだという説があるが、実際はそれだけにとどまらない。市場開放を通じて、輸入依存度の高い情報技術、ロボットなど

<sup>23</sup> <http://www.nbd.com.cn/articles/2018-05-22/1219524.html>

<http://www.nbd.com.cn/articles/2018-05-22/1219520.html>

<sup>24</sup> <http://auto.mrjxw.com/articles/2018-05-22/1219469.html>

<sup>25</sup> 同上

<sup>26</sup> [http://www.cada.cn/Data/info\\_87\\_6808.html](http://www.cada.cn/Data/info_87_6808.html)

の産業において、日本や欧米企業の技術を生かし、ウィンウィン関係を構築することも市場開放を促す大きな要因といえる。

中国はアジア経済成長の重要な役割を担いつつ、アジア諸国の連携を「一帯一路」構想によってさらに強めようとし、世界経済において不可欠な存在になっていく。「中国製造 2025」等の発展戦略に恵まれた中国企業は競争力が強くなるため、外国、外資系企業にとって、中国進出を目指す場合は、以前と比べ、やや激しい競争を経験することになるだろう。しかし、今回、大規模開放を十分に利用し、それをきっかけに、巨大な中国市場に参入し、或いは更なる開拓ができれば、企業の発展にとって、かなり有利なことだと考えられる。

## 法律トピックス

### 中日社会保障協定が署名され、発効待ち

Q1:中国と日本が先日、社会保障協定を締結したと聞いている。これについてもう少し詳細に説明を願いたい。

A: 中国政府と日本政府間における社会保障協定の交渉は2011年に正式にスタートし、両国は2018年1月に交渉の実質的終了を宣言した。

2018年5月9日に、中日両国政府により東京で「社会保障に関する中華人民共和国政府と日本国政府との間の協定」(中日社会保障協定)が署名された。

Q2:中日社会保障協定締結後、中国における日系企業にどのような影響があるか？

A: 中日社会保障協定は、中日両国からそれぞれ相手国に派遣される企業駐在員等について、中日双方の年金制度に二重加入しなければならない問題の解決を目的としている。対象となる年金制度は中国の従業員基本養老保険、並びに日本の国民年金(国民年金基金を除く)及び厚生年金(厚生年金基金を除く)である。

この協定の発効後、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。これにより、二重に加入を義務付けられる問題が解消され、それぞれの国の企業等から相手国に一時的に派遣される駐在員等の社会保険料の負担が軽減されることになる。

2011年10月15日に「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法(人力資源・社会保障部令第16号)(以下「16号暫定弁法」という)」が施行されたことにより、中国国内で就業する外国人は、出向社員・現地採用社員を問わず、原則として社会保険料の納付が義務付けられている。このため、社会保険料を日本と中国で二重に支払うという弊害が生じている。例えば中国駐在員は、日本では労使折半で厚生年金保険料を支払っており、さらに中国でも保険料を支払うことになる、というような二重支払い構造になってしまっているのである。

たしかに、地域によって16号暫定弁法の運用状況は異なっており、北京市や広州市などの地域では社会保険料の納付が強制されているものの、上海市などでは社会保険料納付の可否を雇用契約で定めることが認められており、現時点では外国人の社会保険料納付は強制的なものではない。

こうした問題は、中日社会保障協定の発効によって解決されることになる。当該協定によれば、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則派遣元国の年金制度にのみ加入することになる。また、派遣期間が5年を超える場合でも派遣元国及び相手国の認可によって派遣元国の年金制度にのみ加入することも可能となっている。ただし、当該協定で免除対象となる社会保険は従業員基本養老保険のみで、中国において医療保険、失業保険、労災保険、出産保険といった社会保険料は引き続き納付する必要がある点には注意が必要である。

また、日系企業においては、中国の養老保険及びその強制加入に関する法規定を確認し、既存の派遣形態及び雇用体制(現地採用や直接派遣、間接派遣等)を再点検したうえ、これらが中日社会保障協定の適用を受けることが可能かを確認する必要がある。

今後、各地方レベルの実施細則の施行時期や具体的な通知などに注目をし、協定施行後一日も早く免除待遇を受けられるようにできるだけ早く関係手続きを申請・完了できるようにすることが必要と言えるであろう。

今回の署名を受けて、今後は社会保障協定の発効に向け、両国の国内法上の必要手続き（日本側では、国会において承認を得る必要がある）を進めていくことになる。具体的な発効時期についてははっきり言えないが、社会保障協定の効力は、両国が国内法上の必要手続の完了を確認する外交上の公文を交換した月から4ヶ月目の初日に発効することとなっている。

## 外商投資企業の届出・登記の一本化

先日、筆者の「微信」(中国版のLINE)のモーメンツで、ある記事が話題になり、法務職員や弁護士などの間で次々と拡散される、ということがあった。それは、今年6月30日以降、中国全国で外商投資企業の届出・登記が一本化されるという記事で、中国商務部外国投資管理司が2018年3月5日に「外商投資企業の届出・登記申請の『単一窓口、単一申請書』受理の実施に関する通知」(以下「通知」という)を発表した、というものであった。

外商投資企業の届出といえば、2016年10月、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部が公布)の施行により、これまで30年にもわたって厳格な審査認可が実施されてきた外商投資企業の設立及び変更が、国家が規定する参入特別管理措置の実施対象に該当しない場合、届出手続のみで可能となった。いわば、外商投資企業の設立・変更に伴う認可制は届出制に移行したということである。ここ数年、魅力的な投資環境の整備等を促すため、商事制度改革の一環として外商投資企業の届出及びネガティブリストによる管理が模索されてきたが、外商投資企業の設立・変更手続きの届出制への移行は、これらの動きの大きな成果の1つであると言える。

新制度への移行は、今年3月から6月30日までに行われ、その準備段階の作業として、省レベルの商務・工商機関が、商務部・国家工商総局(現在は国家市場監督管理総局)が共同で制定した技術方案と「多証合一」によるデータの情報化規則に基づき、情報システムの構築を進めていく予定となっている。

「多証合一」(複数許可証の一本化)とは、会社登記制度改革として、2015年10月1日から営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の一本化である「三証合一」が行われ、2016年10月1日からは更に「社会保険登記証」、「統計登記証」をも集約させた「五証合一」登記制度に移行したことを指す。従来、企業は設立(あるいは登記情報変更)時に工商行政管理部門、品質監督部門、税務部門等から別々に上述の証書の発給を受ける必要があり、手続きが極めて複雑であったため、「多証合一」により企業の負担が大きく軽減された。

こうした「多証合一」の成果を受けて、6月30日以降は外商投資企業の届出・登記申請の「単一窓口、単一申請書」受理を各省で全面的に実施する段階に入る。

## 国家市場監督管理総局 不正競争行為取り締まり特別法執行行動を展開

近年来、中国では、広く周知されている商品表示・営業表示と同一又は類似のものを使用するなどして、「人をして、他者の商品又は他者と特別な関係があるように誤解させる」混同行為(以下「混同行為」という)や商業賄賂行為、虚偽宣伝行為(「刷単」行為)、インターネット上の不正競争行為に対する取り締まりが行き届いておらず、社会で大きな反響を呼んでいる。

そこで、2018年5月14日に国家市場監督管理総局は「不正競争防止法の執行に係る重点行動の展開に関する公告」を公表した。これにより、2018年5月から10月まで全国で不正競争防止法の執行に係る重点行動を展開することが決まった。

今回の特別な法執行行動は、主に以下の不正競争行為に対し重点的に展開されている。

- 混同行為や商業秘密等の知的財産権を侵害する不正競争行為を重点的に取り締まる。
- 医薬、教育分野における商業賄賂行為を重点的に取り締まり、市場環境の浄化を図る。
- インターネット上の虚偽宣伝行為を重点的に取り締まり、公平な競争秩序を維持する。

不正競争防止法の執行に係る重点行動はこれまでよく行われたが、今回は、改正「不正競争防止法」が 2018 年 1 月 1 日より施行され、また国家工商行政管理総局が国家市場監督管理総局へと変わってから、最初に行われる全国規模の取り締まりである。そのため、改正「不正競争防止法」における幾つかの不明点を実務でどのように解釈・運用されるかへの関心もあり、大きな注目を浴びている。

例えば、商業賄賂を受領する主体について新法と旧法とでは相違があり、学者や専門家の間でも理解が異なっていることは問題点の 1 つと言える。旧法 8 条の規定では、商業賄賂を受領する主体を「相手方組織又は個人」としている。これに対して、新法 7 条では、「取引相手方」そのものは収賄の主体に含まれていない。これらを踏まえると、「取引相手方」を利する行為は、新法では規制対象にならないと読み取れる。但し、この理解については、新法 7 条では、「取引相手方の従業員、取引相手方の委託を受け関連事務を処理する組織又は個人、職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人」の三種類として商業賄賂を受け取った主体の範囲を拡大しており、「取引相手方」が「職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織」に含まれているのではないかという指摘もある。法執行機関が、この点についてどのような解釈・運用をするか、注視していく必要がある。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6601  
[liushujun@glo.com.cn](mailto:liushujun@glo.com.cn)



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6609  
[baorongzhen@glo.com.cn](mailto:baorongzhen@glo.com.cn)

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。